

個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、地域福祉権利擁護事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

事務所管部（権利擁護推進部）

<p>個人情報の種類 (本事業にかかわって 取得・利用する個人 情報)</p>	<p>次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業専門員、生活援助員が相談により把握し、記載した事項</p> <ul style="list-style-type: none">① 相談受付票② 対象者概要③ 訪問記録④ 利用申込書⑤ 契約書⑥ 支援計画⑦ 預かり書⑧ 援助記録簿⑨ 入出金管理台帳⑩ 出納状況報告書⑪ 財産保管状況報告書⑫ 保管財産受領書⑬ 契約終了通知書⑭ 苦情・要望受付票⑮ 預金口座振替依頼書 <p>(様式及び記載事項は、別紙1～15のとおりとする。)</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の自立の促進を図ることを目的とする</p>
<p>個人情報の利用・提供 方法</p>	<p>上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none">① 相談・契約受付の管理② 契約書・支援計画の作成③ 支援計画に基づく援助に係る専門員、生活援助員との連携 <p>(2) 外部への提供</p> <p>契約時および解約時の審査、支援計画の変更、支援計画に基づく援助、専門員・生活援助員が本人への対応に困難を抱えた場合、必要に応じて以下に情報を提出する場合がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス調整会議（契約締結審査会） ② 運営適正化委員会（運営監視合議体） ③ 協力区社協 ④ 民生委員及び民生委員協議会 ⑤ 福祉事務所 ⑥ 保健所 ⑦ 当該利用者が通所・入所している施設 ⑧ 当該利用者が通院・入院している病院 ⑨ 当該利用者が契約している福祉サービス事業所 ⑩ 当該利用者が取引している金融機関 ⑪ 名古屋市 ⑫ 推定相続人・身元引受人
その他の情報	<p>本事業担当者及び本事業利用者にかかわる専門員、生活援助員は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者及び本事業利用者に関わる専門員、生活援助員以外には、伝えてはならない。</p>
個人情報保護担当者	副所長 脇田 全人 鈴木 康人
本事業における苦情対応担当者	所 長 弘田 直紀
備 考	平成23年4月1日 一部訂正

※個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等は、事業の状況に即して、具体的な名称を記載すること。